

12. 飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業の振興指針改正案

第37回 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会

令和2年12月1日

資料13

飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）の振興指針 新旧対照表（追加案 201201）

新	旧
<p>(略)</p> <p>このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第56条の2第1項に基づき、飲食店営業及び喫茶店営業の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者及び生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者及び組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として改正を行った。</p> <p>(略)</p> <p>第一 飲食店営業及び喫茶店営業を取り巻く状況</p> <p>一 飲食店営業及び喫茶店営業の事業者数の動向</p> <p>(略)</p> <p>経営上の課題（複数回答）としては、飲食店営業及び喫茶店営業の各業種において「材料費の上昇」を最も多くあげており、次に多い問題点としては、「客数の減少」、「施設・設備の老朽化」等となっている（厚生労働省「生活衛生関係営業経営実態調査」による。）。また、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）が行った「生活衛生関係営業の景気動向等調査（平成28年7～9月期）」において、飲食業の経営上の問題点は、「顧客数の減少」（45.3%）、「仕入価格・人件費等の上昇を価格に転嫁困難」（39.6%）、「従業員の確保難」（23.9%）の順に高くなっている。</p> <p><u>また、令和元年12月に確認され、世界的大流行となった新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の影響に伴う感染拡大防措は社会経済に大きな影響を与え、我が国の飲食業も多大な影響を受けたところである。</u></p>	<p>(略)</p> <p>このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第56条の2第1項に基づき、飲食店営業及び喫茶店営業の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者及び生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者及び組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として全部改正を行った。</p> <p>(略)</p> <p>第一 飲食店営業及び喫茶店営業を取り巻く状況</p> <p>一 飲食店営業及び喫茶店営業の事業者数の動向</p> <p>(略)</p> <p>経営上の課題（複数回答）としては、飲食店営業及び喫茶店営業の各業種において「材料費の上昇」を最も多くあげており、次に多い問題点としては、「客数の減少」、「施設・設備の老朽化」等となっている（厚生労働省「生活衛生関係営業経営実態調査」による。）。また、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）が行った「生活衛生関係営業の景気動向等調査（平成28年7～9月期）」において、飲食業の経営上の問題点は、「顧客数の減少」（45.3%）、「仕入価格・人件費等の上昇を価格に転嫁困難」（39.6%）、「従業員の確保難」（23.9%）の順に高くなっている。</p> <p><u>（追加）</u></p>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う事業への影響について、飲食業の営業者で、売上が減少したと回答した方が 97.4%で、その売上の減少幅（令和 2 年 2 ～ 5 月の対前年比）は、「20%未満」が 5.4%、「20%以上 50%未満」が 28.3%、「50%以上 80%未満」が 46.7%、「80%以上」が 19.6%となっている（株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）「生活衛生関係営業の景気動向等調査（2020 年 4 ～ 6 月期）特別調査」による。）。

二 （略）

三 営業者の考える今後の経営方針

（略）

また、日本公庫が行った「外食に関する消費者意識と飲食店の経営実態調査（平成 25 年 12 月 18 日）」において、集客に向けた取組は、「ホームページの開設・公開」、「飲食店情報検索サイトへの登録・活用」、「ブログ、SNS の活用」の順に高くなっている。また、経営面の管理に向けた取組は、「お店の損益状況（売上高、利益の数値）の定期的な把握」、「材料費の管理」、「目標売上、利益の設定」の順に高くなっている。

また、飲食業を営む者が、新型コロナウイルス感染症収束後に予定している取組みとしては、「新商品、新メニューの開発」が 39.6%、次いで「新たな販売方法の開拓」が 37.4%、「広報活動の強化」が 37.1%となっている一方、「特にない」が 31.0%となっている（日本公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査（2020 年 4 ～ 6 月期）特別調査」による。）。

第二 （略）

第三 飲食店営業及び喫茶店営業の振興の目標に関する事項

一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割

（略）

二 （略）

三 営業者の考える今後の経営方針

（略）

また、日本公庫が行った「外食に関する消費者意識と飲食店の経営実態調査（平成 25 年 12 月 18 日）」において、集客に向けた取組は、「ホームページの開設・公開」、「飲食店情報検索サイトへの登録・活用」、「ブログ、SNS の活用」の順に高くなっている。また、経営面の管理に向けた取組は、「お店の損益状況（売上高、利益の数値）の定期的な把握」、「材料費の管理」、「目標売上、利益の設定」の順に高くなっている。

（追加）

第二 （略）

第三 飲食店営業及び喫茶店営業の振興の目標に関する事項

一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割

（略）

各々の営業者は、これらを十分に認識し、各般の対策に積極的に取り組むこ

各々の営業者は、これらを十分に認識し、各般の対策に積極的に取り組むことにより、消費者の理解と信頼の向上を図ることを目標とすべきである。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う売上減や経営維持、雇用確保等に
対応するため、日本公庫の融資や国・自治体の補助金・助成制度を積極的に活
用して早期に業績回復を図る必要がある。

二 今後5年間（平成29年度から平成33年度末まで）における営業の振興の目標

1 衛生問題への対応

（略）

また、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に伴い、我が国でも3つ
の「密」（密集・密室・密接）の回避、人と人との距離を空ける、消毒や換
気の徹底、業種別の感染予防ガイドラインの遵守・徹底など、感染症対策に
関する「新しい生活様式」に向けて徹底した衛生対策が求められている。

衛生問題は、一定水準の衛生管理をしている営業者の場合、頻繁に発生するものではないため、発生防止に必要な費用及び手間について判断しにくい特質がある。しかし、調理等の過程において細菌等の汚染により食中毒等の問題が発生した場合には、多くの消費者に被害が及ぶことはもとより、営業自体の存続が困難になる可能性があること等から、日頃からの地道な衛生管理の取組が重要である。

（略）

2・3 （略）

三 （略）

第四 飲食店営業及び喫茶店営業の振興の目標を達成するために必要な事項

とにより、消費者の理解と信頼の向上を図ることを目標とすべきである。

（追加）

二 今後5年間（平成29年度から平成33年度末まで）における営業の振興の目標

1 衛生問題への対応

（略）

（追加）

衛生問題は、一定水準の衛生管理をしている営業者の場合、頻繁に発生するものではないため、発生防止に必要な費用及び手間について判断しにくい特質がある。しかし、調理等の過程において細菌等の汚染により食中毒等の問題が発生した場合には、多くの消費者に被害が及ぶことはもとより、営業自体の存続が困難になる可能性があること等から、日頃からの地道な衛生管理の取組が重要である。

（略）

2・3 （略）

三 （略）

第四 飲食店営業及び喫茶店営業の振興の目標を達成するために必要な事項

<p>(略)</p> <p>一 営業者の取組</p> <p>1 衛生水準の向上に関する事項</p> <p>(1) 日常の衛生管理に関する事項</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に伴い、我が国でも3つの「密」(密集・密室・密接)の回避、人と人との距離を空ける、消毒や換気の徹底、業種別の感染予防ガイドラインの遵守・徹底など、感染症対策に関する「新しい生活様式」に向けて徹底した衛生対策を行う必要がある。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>第五 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>一 営業者の取組</p> <p>1 衛生水準の向上に関する事項</p> <p>(1) 日常の衛生管理に関する事項</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>第五 (略)</p>
--	---